

ホームと車両の段差・隙間対策および車椅子使用者用乗降口の案内について

「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン旅客施設編(令和7年9月国土交通省)」※に下記のとおり記載

※高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えるための整備のあり方を具体的に示した目安

- ①段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さいものとする。 【○】
- ②ホーム床面等において、車椅子スペースに近接する乗降口位置を表示する。ただし、当該ホーム上の位置が一定していない場合は、この限りではない。 【○】
- ③車椅子使用者が単独で乗降しやすい乗降口がある場合、車椅子使用者本人が当該乗降口において単独で乗降できるか判断できるよう、当該乗降口に関する案内を行う。 【○】

○:義務となる移動等円滑化基準に基づく、最低限の円滑な移動を実現するための内容の記述を行ったもの

○:社会的な変化や利用者の要請に合わせた整備内容のうち標準的な整備内容で、積極的に整備を行うことがもとめられるもの

①の参考例



②の参考例



③の参考例

